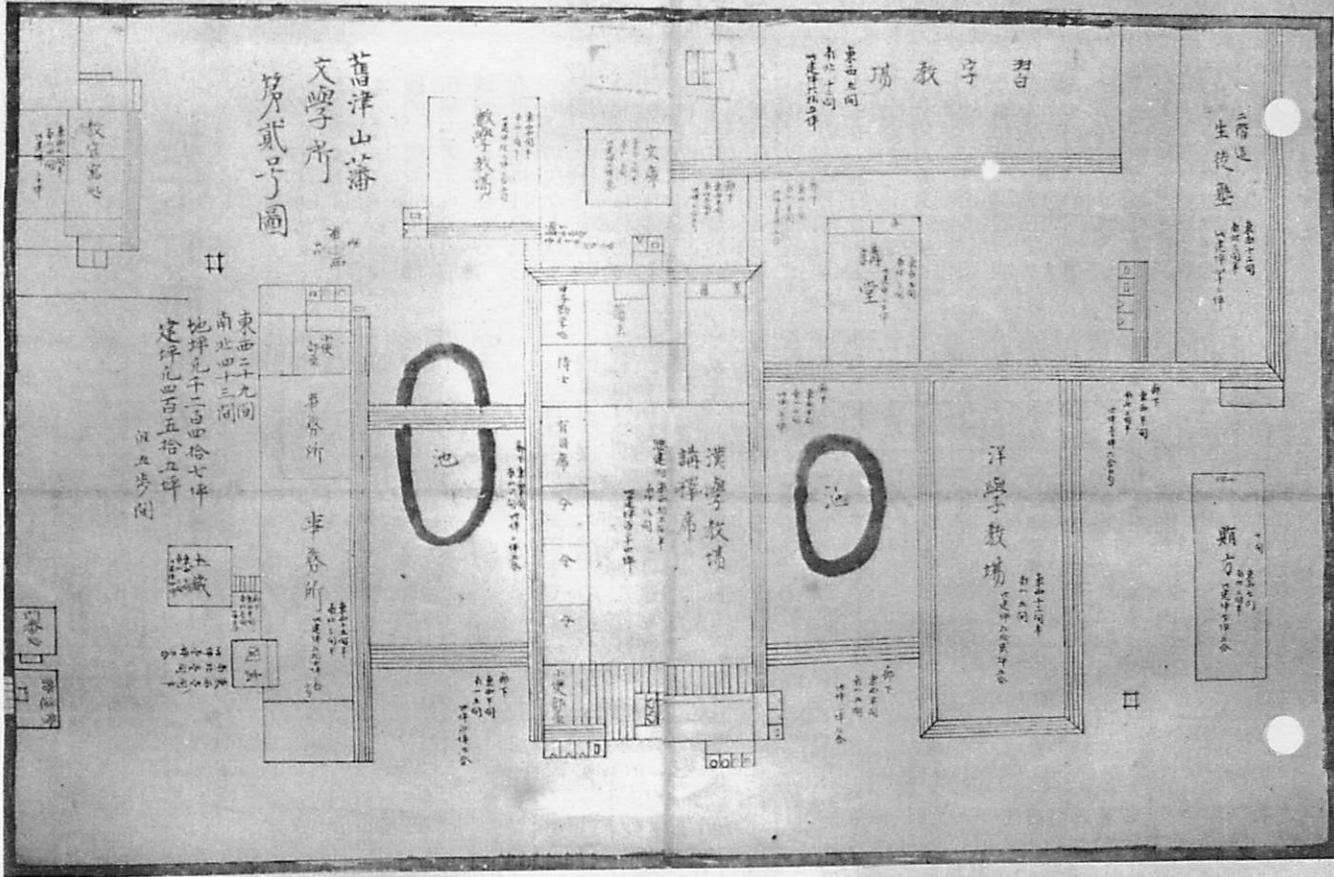


郷土館案内

津山市南新座26 市立津山郷土館 TEL(0868)22-4567



旧津山藩文学所絵図

(第二号図)

津山藩における藩校のおこりは、五代藩主松平康哉が、明和二年(一七六五)六月に下御殿跡(津山市山下)に学問所を設けて、学問を奨励したことに始まる。以後徐々に整備されるが、体系づけられるのは幕末期、安政五年(一八五八)から文久年間(一八六一〜一八六三)であり、建物についても修補増築され、総体的に完成するのは、明治三年である。

津山藩校の沿革を要約して明治一六年一二月に製作した『旧津山藩学制沿革取調書』によると、藩校について次のように記している。

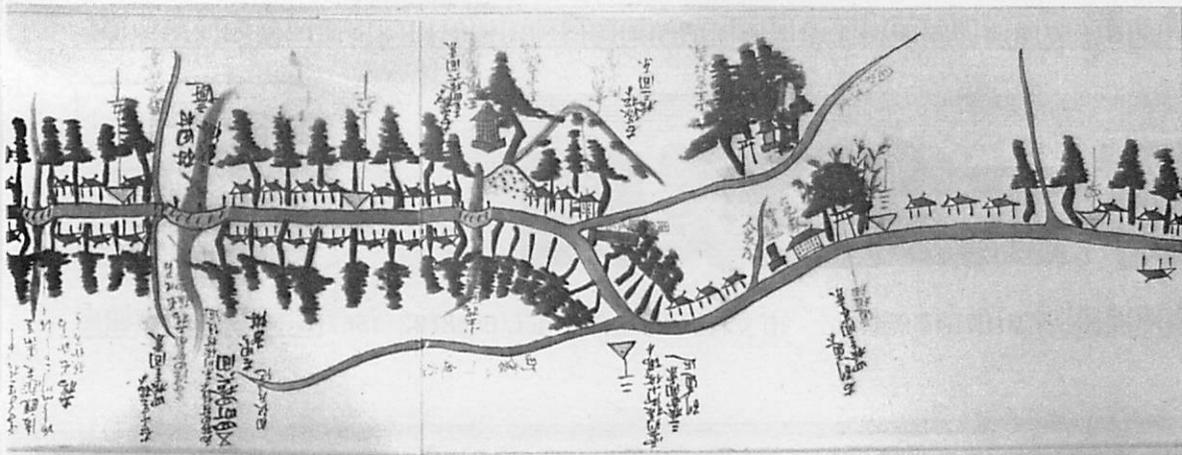
明和二酉年中創立後天保一四年改造、安政五年中大三文武ノ制度ヲ改メ諸業ヲ拡張スルニ当リ修補増築スル処アリ。明治三年更ニ学問所を新築シ武術場を併セ修道館ト称ス

また、同史料には旧津山藩文学所の全容を描いた二枚の絵図が附してある。

第一号図は、槍術・撃剣・弓術等の武術稽古場の建物配置図であり、第二図が当「案内」の学術教育場の建物配置図である。

さて、第二図には、中央に「漢学教場講釈席」と記された建物がある。この建物は、廃藩後の明治五年北条県立中学校舎に、同七年共立小学校(鶴山校)、その後は区務所・郡役所・幼稚園・私立学校・町立高等小学校・県立中学校・同女学校等に使用、明治三六年に至って同建物の取り壊しが起案されたが、それを惜しむ人々によって、津山城跡三ノ丸に移築され、翌年「鶴山館」と名づけられ今日まで保存されている。

(神尾 齊)



城下町研究の一視点

はじめに

城下町周辺地域には、城下に偏入されていないながら、景観的、機能的には都市域と考えられる地域が多く存在する。近世前期にはこれらの地域が次々と城下に編入され、城下町の発展が見られたのであるが、中期以降城下の範囲は固定され、その拡大は殆ど見られなくなる。しかし、政治的領域としての「城下町」は固定されても、周辺の発展は続き、次々と町並みが形成されていくのである。こうした城下町周辺地域は、「町続在領」あるいは「町端」等の名称で呼ばれ各地で見られたが、津山藩においても「町端在分」と称され、古

林田、東松原、玉琳、八子、二宮等の地域に形成された。ここでは特に、古林田、東松原、玉琳等の城下東部街道沿いの地域を取り上げ、城下町との関わりの中でどのように発展して来たかを見てみよう。

古林田から河辺まで

城東地区における城下の東限は東新町の関貫であり、この関貫を一步出ればそこは「在方」である。出雲街道が東へ伸びていく。この街道沿いに町並みが形成されたのであるが、その街道全体が均質ではなく、支配上明確な区別があった。ここでは図一の如くにA区、B区、C区と分けて考えてみたい。

A区は準城下町地区とでも称し得る地域で、東新町関貫から松原との境にあった舁形までの区間である。ここは城下に編入されなかった地域としては最も早くから町並みが形成された地域で、「正保の絵図」では東西に設けられた「萱屋町」のひとつとして描かれている。ちなみ

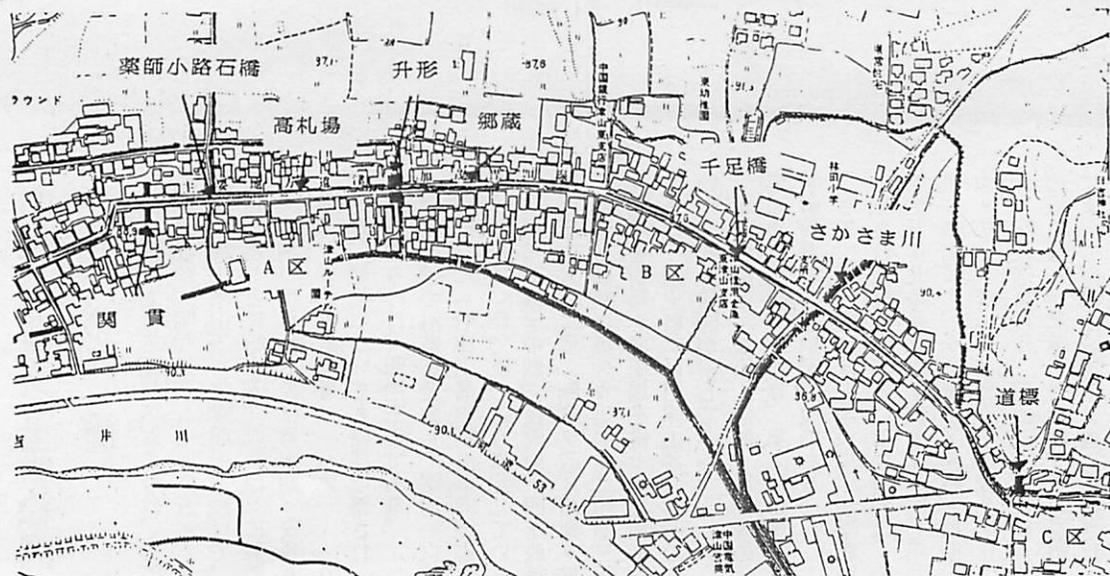


図1 林田～玉琳付近現況図

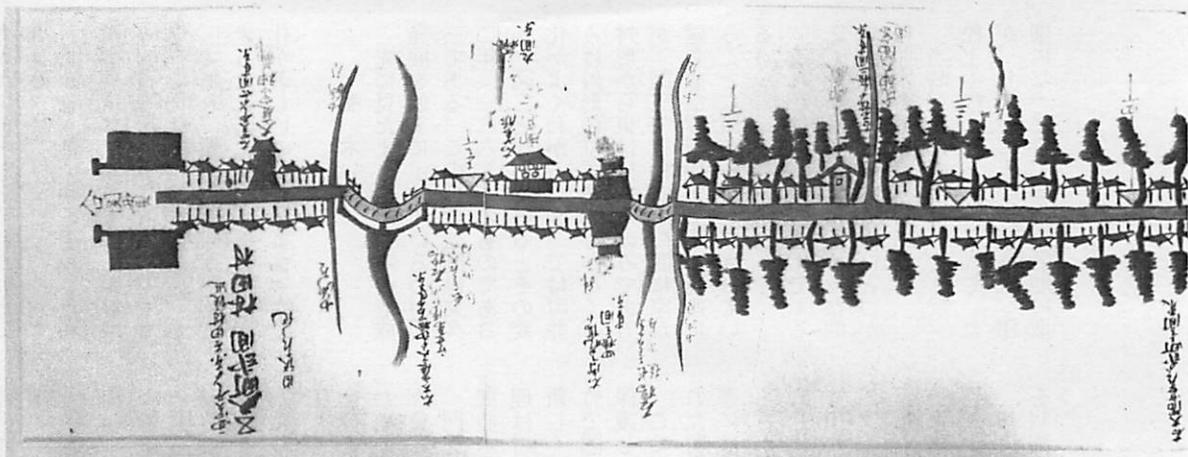


図3 出雲街道略絵図(部分)(末沢敏男氏蔵)

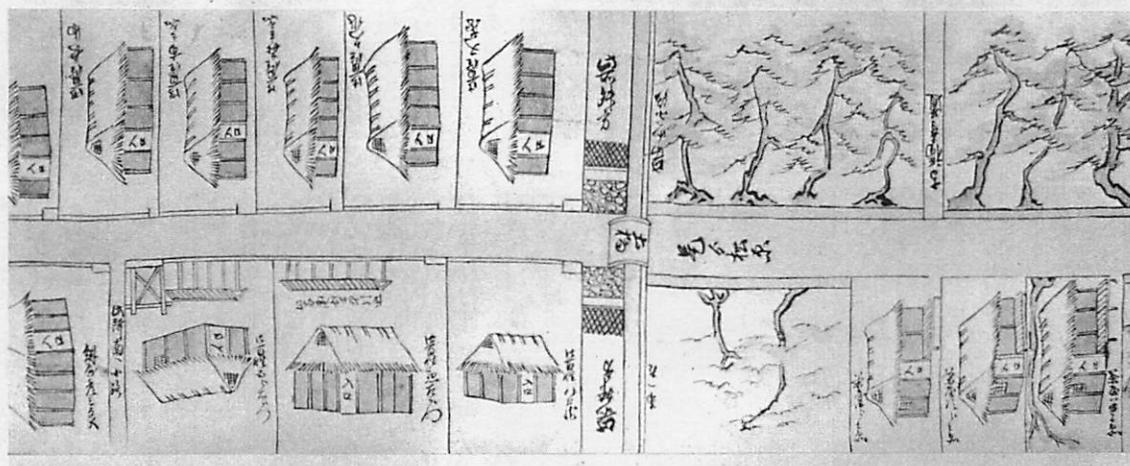


図2 玉琳付近家並図(部分)(秋山尚史氏蔵)

に西の「萱屋町」は現在西寺町と安岡町の間で区間である。

この当時、町家が全て瓦葺きであったとは思えないが、それにしても防火対策として町家の藁葺が厳しく禁止される城下町の両脇に、わざわざ「萱屋町」を配置するからには、城下防衛上の何か特別な意図を考えざるを得ないだろう。西の「萱屋町」である茅町とその後発展した安岡町とは、城下編入後も藁葺を認められている。

さて、このA区の様子を伝えている絵図が図二である。これは明治期の写ながら原図は宝永頃のものと思われる絵図である。東新町関貫から玉琳東道標までが描かれており、図二は松原との境の舁形の部分である。「正保の絵図」に見える「萱屋町」の姿を具体的に伝えている。一方、舁形から東には三軒の茶屋が描かれるのみで町並みの形成はまだ見られず、美しい松並木が続いている。

この松並木の続く区間がB区で、舁形から玉琳東の道標までである。町並みが形成されるとともに松並木維持のための厳しい管理統制が行われる。

C区は玉琳から河边上之町までの区間で、松はあるがB区は

ど整った並木はなく、統制も緩やかであった地域である。幕末に至っても町並みの形成は見られない。

町端在分の商業活動

街道沿いに居を構えての百姓の「小商」は、特に城下町周辺に限らず早くから現われており、「農業余力」の商として茶椀酒、豆腐、ぞうり、わらじ等を商っていた。ただ、これが城下周辺地域となるとやや状況が異なる。「在方」からの商品の流入、あるいは城下町商人による商品販売など、城下町と「在方」それぞれの需要と供給の結節点として「大商」も行われるようになり、町並みを形成するまでに発展することとなる。

津山藩の商業統制の基本は、商工業を城下町及び数ヶ所の在町に限定し、藩全体の商品流通を完全に掌握することであった。町端在分における商業活動の展開はこのような藩の政策と真向から対立するものであり、また特権的に保護されている城下町商人の利益を侵すものでもあった。そこで、「城下人口在分ニ而大商いたし候へ者、城下賑薄相成」として厳しい統制が加えられ、時には、対立の激化の

ため東新町の商人が林田村の町並みに押し寄せ、店先の商品を捨ててしまうような事態に至る事もあった。

しかし、地の利を活かした商業活動はたびたびの禁庄にも拘らず着実に発展して行くのである。このような地域がA区、B区であり、城下町形成期に配置されたA区に比べ、その後の変化が著しいのがB区であった。

並木松

先に見たような町並みの形成発展を如実に示しているのが図三である。この街道絵図は文久二年(一八六二)のものであるが、図二と比べてみるとその変化がよくわかる。図二では町並みは舁形の位置までしかなく、舁形から東は松並木のみであるが、図三では松並木の間家が建ち並び、玉珮まで道の両側にみごとな町並みが形成されている。

これだけ家が建ち並んでくると、商業活動以外にも様々な問題が生じてくる。そのひとつが松並木の管理問題である。

当時、往來の幅は一丈八尺、松土手幅八尺と決められていたが、しだいに土手が崩され、田畑になったり、建物の敷地に取

り込まれたりしだしたのである。また、松に牛馬をつないだり、横木を渡して糞を干す者も現われる。

こうした状況の中で、天保三年(一八三二)、城東松原の松の植継が実施され、町並住人個々に並木松の管理責任が負われることとなった。町並住人は「銘々門先」の松を管理し、枯れたり、損じたりした場合は、五尺以上の雄松を掘ってきて植え替えなければならず、こうした松の管理を「家役」として代々負わされたのである。

門先から離れた位置の松は「御並木番人」が見廻り、その管理は村の取計とされた。そして新しく植えた松の周囲には縄や竹で囲いを設け、成長するまで保護しなければならなかった。

このような管理責任を負わされた町並住人は、天保三年の請書には、林田村町並み(舁形からさかさま川まで)に五十七名、野介代村太田分町並み(さかさま川から玉珮のはずれまで)に二十二名の名が見える。この時管理対象とされた松が、林田村分百本、太田分二十三本、合計百二十三本であった。

以上のような管理責任の所在を明確に図上に表わしたものが

図四である。これは天保三年の請書に添えられたもので、舁形から河辺までが描かれている中の一画である。○印が松を表わし、それぞれの区画内の松をその背後の名前の主が管理するのである。区画線にかかっている○は共同管理を意味する。

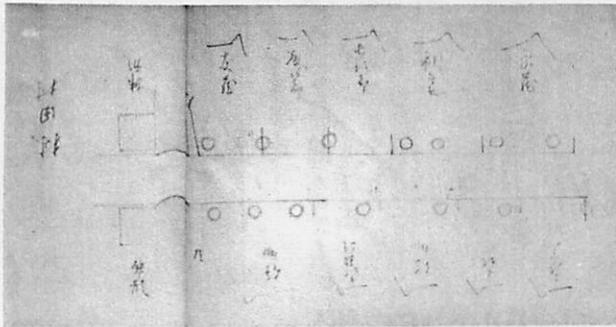
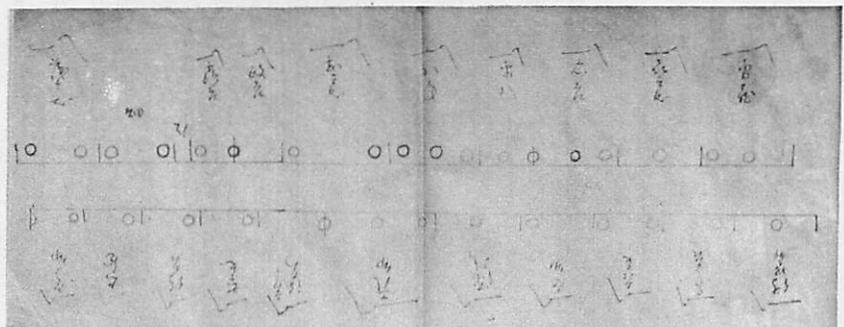


図4 御並松通り見取絵図(部分)



い生活力の前には、藩の意図する様には進まず、その後たびたび禁令が出されている。

おわりに

城下町といえは、城下として指定された範囲のみで考えがち

であるが、城下町もひとつの都市であり、常に内部からも外部からも揺さぶられながら変化するものである。固定観念的な城下町の枠を取り除いて見れば、津山の場合、城下に内町、外町があり、その外部に「萱屋町」更に街道沿いの町並みと松並木、松の途切れる所に、東には河辺上の町の町並み、西には二宮、院庄の町並みがある。

街道沿いの町並みの形成には藩の意図を越えた発展が見られるが、しかし全体の構造は決して偶然によるものではなからう。ここでは支配の論理によって何段階かに分けて考えてみたが、逆に民衆の目から見た城下町はどうであったのか。城下周辺の発展につれ、「無宿」帳外れ」と称される下層民の集住も進む。そうした観点から見直せばまた新たな城下町像が浮かび上がってくるに違いない。

一九八五年十月 稿
(安藤 治)



津山藩家臣団の家筋考

津山松平藩の家臣団は、大別して譜代、古参、新参の家筋から成り立っている。

譜代は、結城秀康の頃から仕え、越後騒動による流謫に際し、行を共にした者、及びその留守居、連絡に当たった者である。

古参は、江戸柳原時代（貞享四年（一六八七）から元禄十一年（一六九八）の津山入府までに召抱えられた者である。その内、当初から士格以上に召抱えられた者を「古参」とし、士格以下で召抱えられていて、後、士格に召出された者を「古参御取立」としている。

新参は、美作津山十萬石拝領の、元禄十一年以後召抱えられた者で、当初から士格以上に召抱えられた者が「新参」であり、士格以下で召抱えられた者が、「新参御取立」と「新参御役人」になっている。

この両者のうちから慶応三年（一八六七）二月に、九代藩主慶倫が「士格新参並」の家筋を定めている。それは、初代藩主宣富が死去する年、即ち享保六

年（一七二二）までに、士格以下で召抱えられていた家を、数代に渡り精勤であったことを嘉してのことである。明治二年までに、四十七家が格付けされている。

明治元年（一八六八）に、藩治職制を改めることが達せられたのを受けて、十二月津山藩では、藩士の格式を、一等級から十五等級までの等級に改めた。

格式順

御家老格 一等

御中老格 二等

御用人格 二等

御奏者格 三等

大番頭格 三等

御小性頭格 四等

大目付格 四等

中奥頭格 五等

御徒頭格 五等

小従人頭格 五等

物頭格 六等

寄合格 六等

御使番格 七等

番外 七等

御小性組 八等

- 中奥組 九等
- 大番組 九等
- 小従人組 十等
- 大役人組 十一等
- 小役人別格 十二等
- 小役人組 十三等

御徒・御徒格 十四等
坊主格 十五等
つづいて翌二年（一八六九）九月、十二等を削除して、以下を順次繰上げ十四等までとした。それによると

| 新参御取立・新参御役人の仕官年代 | 新参御取立 | 新参御役人 |
|------------------|--------|-------|
| 仕官年代 | | |
| 元禄年間 | 35 (人) | 4 (人) |
| 宝永年間 | 20 | 7 |
| 正徳年間 | 10 | 3 |
| 享保11年迄 | 6 | 2 |
| 12年後 | 7 | 3 |
| 元文・寛保 | 5 | 2 |
| 延享・寛延 | 1 | 2 |
| 宝暦年間 | 8 | 11 |
| 明和年間 | 7 | 4 |
| 安永年間 | 1 | 1 |
| 天明年間 | 0 | 1 |
| 寛政年間 | 10 | 8 |
| 享和年間 | 0 | 1 |
| 文化13年迄 | 3 | 20 |
| 14年後 | 7 | 7 |
| 文政年間 | 4 | 34 |
| 天保年間 | 2 | 16 |
| 弘化・嘉永 | 2 | 12 |
| 安政年間 | 1 | 4 |
| 文久・元治 | 0 | 12 |
| 慶応年間 | 0 | 31 |

十等以上を士族

十一等から十四等までを卒族、足輕を卒部とした。

更に翌三年（一八七〇）十一月、卒族を士族とし、卒部を卒族とした。

次いで明治四年（一八七二）に公布された戸籍法による戸籍編成に伴い、卒族のうち、譜代の足輕のみを士族とし、他を平民に編入し、卒部の称は廃止した。

最終的には、同六年（一八七三）十月、全ての卒を士族に編入した。

以上が家筋の概要であるが、下級武士層であった「新参御取立」「新参御役人」とはどういうものであったのだろうか。

新参御取立、新参御役人の呼称、取扱いの区別は明確ではないが「勤書」に従ってみると、士格以下で召出されていて、後に士格に昇進した者が新参御取立であり、士格以下のまゝでいた者が新参御役人であったと考えられる。

しかし、新参御取立、新参御役人の呼称の使われ方は、厳密には固定していなかったようである。

嘉永四年（一八五二）の分限

御役人の呼称や取扱いが、いつ頃から定まったか明らかでないが、恐らく十萬石復帰の文化十四年（一八一七）以後ではあるまいか。

「御家格附属津山藩臣之部」に「藩臣ノ内新参ト称スル者ハ元禄十一戊寅年正月美作国拜領後被召出候家筋ニテ是ニモ士分被召出候家ヲ単ニ新参ト称シ御役人被召出候家ヲ新参御取立ト称スル」とある。従って初期においては、新参御役人と新参御取立とは同義であり、区別はなかったのではあるまいか。両者を分けて書いてあるのは、幕末から明治にかけて編集された「勤書」「津山藩士家筋調」「津山藩士族歴代人名録」などである。

新参御取立、新参御役人の呼称、取扱いの区別は明確ではないが「勤書」に従ってみると、士格以下で召出されていて、後に士格に昇進した者が新参御取立であり、士格以下のまゝでいた者が新参御役人であったと考えられる。

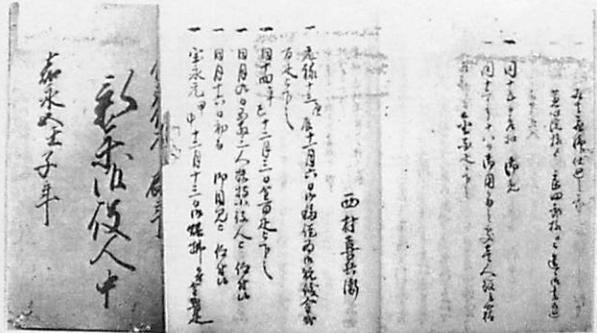
しかし、新参御取立、新参御役人の呼称の使われ方は、厳密には固定していなかったようである。

嘉永四年（一八五二）の分限

帳に「譜代、古参、古参御取立、新参、新参御役人出士格昇進、新参御取立、右之通天保五年九月十四日相極ル」とあり、両者の地位、取扱いは不確定であるが、新参御役人出士格昇進、新参御取立と分けて書いてあるのを見ると、両者の区別ができたのは、十万石復帰後から天保五年（一八三四）頃までであろう。安政頃（一八五四〜一八五九）の分限帳に、新参、新参御役人出士格昇進、新参御取立、新参御取立士格昇進の注記がある。それらを考えると、両者の区別は、士格昇進の如何にかかっていると推察される。

実際に、新参御取立は、文久年間（一八六一〜一八六三）までに全て士格に昇進している。新参御役人は、文久、元治、慶応の間に一部士格に昇進の者もあるが、大半の者は、明治二年（一八六九）の改革によって士族とされた。

この改革では、大役人と、初代宣富の代までに召出された家は坊主格までの家とが十等に格上げされて士族となった。なお、十一等から十四等までの卒族となった者は、翌三年十一月に士族に改められた。明治十六年（一八八三）から



革による卒族と考えられる。新参御取立、新参御役人を人数の上からみると、十万石拝領から五万石になるまでの間の家数は明確にはできない。十万石拝領に伴い着手された家臣団の編成について「江戸日記」元禄十一年一月二十六日に、「惣足輕之内十四人御徒二被召出内小頭四人者御徒目付……」「一、只今迄之御徒不残小十人之格二先可相勤旨……」とあるが、これらの家名が分らないこともあって、人数（家数）は確定されない。

編集を始めた「鶴山藩譜」の抜抄によれば、新参以下について、士格新参、士格新参並、世代士格、新参御取立となっている。世代士格は、

- (一) 士格新参並にならなかつた新参御取立
- (二) 新参御役人のうち、慶応年間までに士格になった家
- (三) 明治二年の改革で十等になった家

となるようである。新参御取立は、明治二年の改

となった家のことは分らない。従って、享保までの新参御取立、新参御役人の数はもっと多くなると思われる。召帰されている者の中で、慶応三年（一八六七）に士格新参並となっている家に「先代之者出身場合柄不明故新参御取立之御取扱二相成居候」という家があり、出身がはっきりしていない。又、文政二年（一八一九）に召帰されている静谷孫四郎は、新参御取立であるが、「暇」を出された先祖大塚友之助は、新参であり、必ずしも先祖の家格となっていない。これらは召帰された年号の所へ、又召出された時期のはっきりしない者は「勤書」等に、名前が最初に出てくる年号のところに記入されている。

五万石時代は当然のことながら新たに召出される数は少ない。新参御取立は十万石拝領後、十万石復帰以前に殆んどが召出されている。これに対し新参御役人は、主として減知後補充されたものであり、文化年間からの増加が目立っている。復帰後更に増え、特に慶応年間の多さは注目される。減知後暇となっていた者が、召帰されるのは、新参御取立で

は、暇となった直後の享保年間から帰参し始め、十万石になってから六人召帰されている。一方、新参御役人は、宝暦年間に二人帰参している他は、十万石復帰後の文政になって十四人、慶応年間に二人となっている。

召出された格式をみると、小従人組から坊主格までであるが、勤書に示されているところでは、新参御取立は大役人格、小役人格で、新参御役人は御徒、御徒格で召出されている者が多い。全体的には新参御取立の方が上になっている。

召出された理由としては、長年の精勤さを認められた者が一番多く、新参御取立で七人、新参御役人で四十九人。最初の頃は「数年相勤」「数年実体相勤」となっている。「明和六年（一七六九）に御徒となる西原嘉兵衛は、延享五年（一七四八）に草履取を仰せつけられていて、それより二十二年勤めて家士となっている。」

寛政頃から「数十年出精相勤」という記述になり、天保年間になると、天保十年（一八三九）に「五十七ヶ年相勤」、同十四年「五十六ヶ年相勤」というように、非常に長期に亘って勤めた記録が出て来ている。

これは平井真澄「懐術隨筆」に「足輕は五十五年相勤むる時は御徒格に召出されしは抜群のものなり世上是れを足洗ひとも云ひき」とある。天保以後召出された者で五十五年以上勤めた者が十七人いる。一番長い年数は、割場住込より六十五年というのがある。短いものでも五十四年となっている。この時期に数十年相勤という記載で、はっきり何年とされていないものもあるが、幕末には、一応五十五年勤めるといことが基準となっていたようである。天保以前は具体的な数字は見えないが、数十年というのは、五十五年かそれに近いかなり長い期間であったであろう。

〔文久二年（一八六二）に召出された川村久米蔵は「五十四ヶ年実体相勤且又卑賤之身分柳原時代より数代相統奉公」していたというから、百六十余年、代々に亘って足輕奉公をしていたことになる。又、慶応四年（一八六八）に召出された西村藤蔵は五十五ヶ年出精相勤、祖父以来小頭をも相勤」とあり、慶応四年「数代出精」とある後藤多門、江見安之丞等がある。〕ように、数代に亘って足輕奉公をしていたものが、かなりいたこと

をうかがわせる。

五十五年勤めて家士となった者の半数が「被召出後五ヶ年相立不申二付断絶」ということで召出されて五年経ずして亡くなった場合、一旦断絶の形をとっているが、すぐに子が次坊主四石三人扶持で召出されている。

二代以上勤めた者は番代坊主仰付けられるとあるから、これらの家は少なくとも二代は足輕奉公をしていることになる。小役人以下は一代限の定めであったが、足輕も含めて既にかなり世襲化していた。その中で何十年も勤めて、足輕から取立られたのは、明治三年（一八七〇）の足輕総数六四七人中間三二六人という数から見ても、極めて少数であった。

慶応年間に、数十年勤め、更に金子を差出して御徒六石三人扶持となった者が五人いる。これは、時節柄を反映しているといえよう。差出した金額は二百五十兩から三百兩であった。

家業に出精（刀鍛冶、鐵鍛冶、産科）上達（劍術、柔術、医者、鍼医者、学問）普請御用骨折（大工）巧者（鉄砲張立、接骨術）という理由で召出されているのは、特殊技術を有する者である。特殊技術を持つ者は、新參御取

立て、

醫師 五人 鍼医 二人
 絵師 三人 料理人 六人
 鉄砲師 一人 鉄砲台師 一人
 紙細工 二人 御手大工 四人
 鷹匠 一人 紙漉 一人
 衣紋方 二人

新參御役人
 醫師 四人 馬医 二人
 接骨術 一人 料理人 一人
 鉄砲金員師 一人 鉄砲張立 一人
 具足師 一人 刀鍛冶 三人
 御手大工 二人 鷹匠 二人
 飼 差 一人 紙漉 一人
 衣紋方 一人 御仕立 三人
 御手役者 二人 駕籠棒頭 一人
 人參製法方 一人 庭師 一人
 跡役・名跡

御徒・小役人が亡くなったたり遂電した跡に、実貞に勤めていた者が入った（二人）
 万喜川、紫起尾、龍浦等の長年勤めていた老女の名跡を継ぐために入った（三人）

別家召出された者
 新參御取立は文化十四年（一八一七）から安政にかけて十人が、新參御取立の家から別家を許されている。

| 仕官前の身分等 | | 仕官前の身分等 | |
|---------|-------|---------|-------|
| 足輕 | 内(小頭) | 下代 | 舊役・帳付 |
| 26 (人) | (5) | 11 | 4 |
| 89 (人) | (43) | 22 | 2 |
| 別家 | 卒・弟 | その他 | 不明 |
| 10 | 5 | 24 | 49 |
| 16 | 5 | 19 | 32 |
| (19) | (10) | (10) | (19) |

新參御役人は文化十四年から慶応にかけて十六人が、古參御取立、新參、新參御取立、新參御役人の家から別家となっている。

いずれも十五石復帰後であり、文化十四年から文政初期にかけて別家を立てたり、召帰されたりした者が多いのは、十万石となって陣容を整えるためであったろう。

他に「領分百姓騒立侯御別而骨折」という理由で、慶応三年に召出されている。

召出される前は、使組、目付組、鉄砲組等の足輕であった者が多く、殊に新參御役人は足輕から家士となっている者が多い。この内小頭或は小頭格と付いている者が半数を占めている。小

頭と書いてない者でもかなりの人数が小頭を勤めていたのではなからうか。

又、勘定奉行、御蔵奉行、代官、郡代所等の下代であった者も多い。

家老等の家来、留守居役等の舊役から家士となる者もいた。初期に召出された者に、以前が不明の者が多く、殊に新參御取立に多いのが目立つ。不明の者の中に、召出される以前「御発駕御供」とか「数年相勤」等の記載の見られるものがあり、足輕或は徒であったのではないかと思わせられる者もいる。

浪人が召抱えられている例は少ない。越後ゆかりのものが初期において何人か抱えられたと思われるが、わずかに新參御役人の木村家について「結城家々御供仕御代々横江相勤居申候越州ニテ一度浪人仕其後柳原時代御徒目付被仰付候年月不詳」とある位で、これらに関する詳細は、今後の課題であろう。

新參御取立の出でありながら、古參御取立の扱いを受けている家が六家、新參御役人でありながら新參の扱いを受けている家が一家ある。

元治元年（一八六四）に古參御取立扱いとなる藤田家、慶応

三年（一八六七）に古参御取立扱いとなる関家、この二家は、文化三年（一八〇六）江戸上屋敷類焼の時、金子を差出すことを申し出たのを最初として、明治までに何度か多くの金子を差出して加増を受け、古参御取立扱いとなる。

広川、遠藤の二家は、元禄九年（一六九六）十二月十二日安藤親負支配足軽から下男になっている。杉浦家は柳原以後嶋田平右衛門組小頭から、また福田家は安井喜右衛門組から取立てられているが、これらの家がいづから古参御取立の扱いを受けたか、時期とその理由ははっきりしない。

新参御役人から新参の扱いを受ける香山家も時期、理由共に不明である。新参御取立で積年のうちに、格式物頭格までなる家があるし、御使番格勘定奉行となる者がいる。

最後に扶持米についてみると新参御取立が、初期は四両三人扶持から十両四人扶持、十人扶持位で召出されている。減知以後は新参御取立も新参御役人も大体四石三人扶持から八石三人扶持、また三人扶持から七人扶持位で召出されている。

中でも新参御役人のほとんどが五石三人扶持、六石三人扶持で召出されている。

（参考までに、明治二年六月調では、足軽三石五斗二人扶持、仲間五俵一人扶持となっている）松平家は、越後高田二六万石が、越後騒動により領地を召上げられ、家臣団を解散した。

藩主光長は松山へ流謫中、合力米一万俵、嗣子綱国は福山へ流謫、合力米三千俵を支給される。貞享四年赦免されて、江戸柳原に屋敷を与えられ、合力米三万俵を給される。

元禄十一年津山十萬石拝領により家臣団が形成整備される。享保十二年五萬石に減知されたため家臣団の縮小を余義なくされ、文化十四年再び十萬石に復帰すること、家臣団の増加がある。この様な推移の中で、人数的には家臣団の多数を占める下級武士階層は、新参の家筋によって形成された。十萬石拝領の時に足軽を徒に召出したという形が後々まで踏襲される。長年に渡る精勤さを認められて、足軽、下代から家士へという形が多く、技術者であっても全く新たに召出されるのは、医師、絵師等に限られており、殆んどは足軽の中で、その技術に堪能、上

達した者である。

又、幕末には金子を差出すことで、格式の変更、加増も可能であった。

世襲的であった封建時代でも有能であれば、家格の変更も可能であり、下級の家臣の家格の変動はかなり頻繁に行われていたようである。

幕末に、初代藩主宣富の代から仕えていた士分の者を、士格新参並の取扱いと、更に明治二年には、坊主格に至るまでの者も、士族とする様に、初代藩主に仕えていたという事が特別の意味を持って意識されていたと考えられる。

これら下級武士層は、明治政府によって、足軽階級も含めて士族の名の下に、近代社会の一階層として形づけられていった。

（竹内知恵）

寄贈資料の紹介

多胡国平

昨年引続き本年四月、多胡信子氏（東京都世田谷区）より資料を受贈致しました。

多胡家が、森・松平氏の津山藩統治期、代々大庄屋を勤めた差物絵図面、実名書類共一切在り

「によると、十一代々の当主名と、大庄屋として使用を許可された旗差物の図柄・寸法等が記されている。これによると、初代吉兵衛基次が正保年中綾部村住森尾治郎左衛門宅より別宅

二代勘右衛門宗基が寛文年中より大庄屋役を勤め、以後、武右衛門基之・勘右衛門基正・元太郎正時・吉治郎正高・佐市方傑

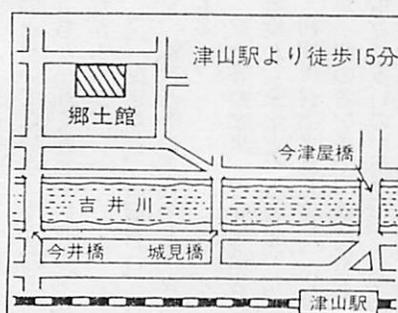
・勘三郎辰房・国平以寛・浦石衛基興・栄治郎基密と続き、明治維新を迎える。

大庄屋として使用を許される旗差物については、使用竊を藩に提出しなければならなかった。



練一幅四半緞地
大文字白定数花輪違之内
唐松白但袋乳

多胡国平以寛



次のとおりである。

一、多胡国平以寛

右者別紙差物絵図之通相用申度奉存候為其御窺書付差上申候以上

大庄屋手伝綾部村

多胡国平 印

文政四辛巳年十二月

御郡代所

差物絵図は掲載絵図のとおりであり、実物の大きさは、縦一七〇センチ余、横七二センチ余である。多胡家七代の差物図が残されており、代々の図柄は大

同小異である。

他の受贈資料では、最後の津山藩主松平慶倫書「民惟邦本、慶倫の嗣子康倫書「盡忠報國」等もあり、昭和六三年春開館予定の津山郷土博物館（仮）展示に役立つものである。